

さとうきび及びびでん粉原料用かんしょ緊急担い手対策事業 Q & A

問	回 答
1. 生産者が支払った作業委託費に対する助成について	
問1 助成の対象となる年産は決まっていますか。	平成22年産のさとうきび及びびでん粉原料用かんしょです。
問2 対象は22年産だけですか。	対象は、平成22年産に係る分だけです。
問3 委託費の補助率はどの程度ですか。	補助率は2分の1以内です。(ただし、助成の上限となる面積は、さとうきび1ha、でん粉原料用かんしょ0.5haです。)
問4 助成金対象とする面積の上限がさとうきび1ha、でん粉原料用かんしょ0.5haである理由は何ですか。	本事業は、現在、特例によって交付金交付対象となっている小規模農家について、基幹作業の受委託を促進することにより、22年度以降は本則要件の対象農家となっただけを主な目的としていることから、一定の作業規模(さとうきび1ha、でん粉原料用かんしょ0.5ha)に満たない農家の収穫面積の最大値を助成の上限としているところです。
問5 助成の対象となる生産者は。	<p>助成の対象となる生産者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成22年産に係る品目別経営安定対策における甘味資源作物交付金及びびでん粉原料用いも交付金の交付対象生産者であって、</li> <li>② 認定農業者、一定の収穫面積(さとうきびで1ha以上、でん粉原料用かんしょで0.5ha以上)を有する生産者又は、一定の収穫面積(さとうきびで4.5ha以上、でん粉原料用かんしょで3.5ha以上)を有する生産組織等に基幹作業を委託した生産者です。</li> </ul> <p>なお、基幹作業の受託者の要件については、今後、変更されることもありますので、詳しくは、農林水産省生産局生産流通振興課加工第1班又は加工第2班(TEL.03-6744-2115)までお問い合わせ下さい。</p>
問6 現在A-5、B-5である生産者だけが対象となるのか。	22年産に係る甘味資源作物交付金及びびでん粉原料用いも交付金の交付対象生産者であれば、資格要件の種類にかかわらず対象となります。

問	回 答
<p>問7 「品目別経営安定対策における基幹作業委託者の要件を満たす者（スキーム図）」の具体的なパターンを示して欲しい。（A-1、A-2とかで整理できるのか。）</p>	<p>助成対象者を平成22年産における品目別経営安定対策に係る要件別に分けるとすれば、以下のようなパターンが考えられます。</p> <p>（パターン1）（独）農畜産業振興機構の申請をA-4、B-4で行っている者。</p> <p>（パターン2）A-4、B-4要件を満たしているものの、併せて、A-1、B-1又はA-2、B-2要件も満たしているため、（独）農畜産業振興機構への申請はA-1、B-1又はA-2、B-2で行っている者。</p> <p>なお、22年産以降の受託者の要件については、今後、変更されることもありますので、詳細は農林水産省生産流通振興課加工第1班又は加工第2班（TEL. 03-6744-2115）までお問い合わせ下さい。</p>
<p>問8 「品目別経営安定対策における受託者の要件を満たす者（スキーム図）」の具体的なパターンを示して欲しい。（A-1、A-2とかで整理できるのか。）</p>	<p>受託者の要件は、</p> <p>① A-1、B-1及びA-2、B-2要件の者に加え、</p> <p>② 委託を受けて農作業を行うものであって、その収穫面積がさとうきびで4.5ha、でん粉原料用かんしょで3.5ha以上あるもの（法人でない団体にあつては、収穫面積に係る管理者の定めがあるものに限る。）</p> <p>となっています。</p> <p>なお、22年産以降の受託者の要件については、今後、変更されることもありますので、詳細は農林水産省生産流通振興課加工第1班又は加工第2班（TEL. 03-6744-2115）までお問い合わせ下さい。</p>
<p>問9 共同利用組織における組織内での作業委託は対象となるのか。</p>	<p>共同利用組織内における作業委託は、オペレーターを特定した機械の共同利用であることから、助成の対象にはなりません。</p>
<p>問10 共同利用組織において作業機を持ち回りで使用する場合も助成の対象外か。</p>	<p>共同利用組織が所有している作業機を組織に参加している農業者が自分で使用する場合も、共同利用組織内における作業委託と同様に、助成の対象にはなりません。</p>
<p>問11 本来自己完結型の栽培を行っている農家が、基幹作業を受委託組織に作業委託する一方で、その作業を自らが委託組織から受託し、作業を実施した場合は、対象となるのか。</p>	<p>このような事例の場合、当該農家は、委託料金の支払いと受託料金の受領により作業委託に係る経費が相殺されることから、費用負担が発生していません。このため、当該農家は本事業の助成の対象とはなりません。なお、こういった助成金目当ての行為は法令違反として処罰の対象となるおそれもあるので、厳に慎んで下さい。</p>

問	回 答
問12 作業委託農家が受託組織の構成員の場合、当該受託組織への委託作業は対象となるのか。	組織外から作業を受託する受託組織であっても、組織内の作業受委託はオペレーターを特定した機械の共同利用であることから、助成の対象にはなりません。
問13 作業委託農家が、受託組織に雇用されたオペレーター（例えば農業公社に雇用されたオペレーター）であり、他の受託作業とともに自己の委託ほ場も作業を行い、賃金が雇用先の受託組織から支払われた場合、当該委託農家の委託作業は対象となるのか。	当該農家の委託作業が、共同利用組織及び受託組織における組織内の機械の共同利用等に当てはまらず、また、委託した作業が、品目別経営安定対策の受託者の要件を満たす受託組織によって実施された場合、当該組織が発行した領収書等により証明される委託費のうち上限面積以内の額が助成の対象となります。
問14 助成の対象となる面積に上限はあるのか。	さとうきびの場合は1ha、でん粉原料用かんしょの場合は0.5haが助成の上限面積です。
問15 助成の対象となる作業は何でも良いのか。	<p>助成の対象となる基幹作業は、</p> <p>① さとうきびでは耕起・整地、株出管理、植付け、収穫の4作業、</p> <p>② でん粉原料用かんしょは育苗、耕起・整地、畝立て・マルチ、植付け、収穫の5作業のうちいずれか1作業です。</p> <p>なお、基幹作業の種類については、今後、変更されることもありますので、詳しくは、農林水産省生産局生産流通振興課加工第1班又は加工第2班（TEL. 03-6744-2115）までお問い合わせ下さい。</p>
問16 委託する基幹作業の中で、収穫作業については、さとうきびについては「刈倒し」又は「搬出」、でん粉原料用かんしょについては「掘り起こし」のみの委託でもよいか。	要領別記4の第1の1の（4）に該当する作業であり、さとうきびについては「刈倒し」又は「搬出」、でん粉原料用かんしょについては「掘り起こし」のみの委託でも構いません。

問	回 答
問17 さとうきび農家が3種類の基幹作業を0.5haずつ委託した場合、助成の対象面積はどうか。	この農家の作業委託面積は合計1.5haですが、委託した基幹作業のうちいずれか1作業に係る委託面積が助成対象となるので、この場合は、0.5haが助成対象面積となります。
問18 委託料金に基準はあるのですか。	委託料金の単価は、作業委託者が作業受託者に実際に支払った委託料金の単価又は市町村農業委員会が作成する標準作業料金表に記載された単価のいずれか低い方の単価となります。
問19 作業委託料金を手間替えによって支払った場合は、手間替え（労力を貸し合うこと）分の料金も対象となるのか。	助成の対象となる作業委託料金単価は、作業委託者が実際に支払った委託料金の単価又は市町村農業委員会が作成する標準作業料金表に記載された単価のうち、いずれか低い方となっています。このため、手間替えによって、支払う作業委託料金が低く抑えられた場合でも、実際に支払った料金（領収書等により証明される委託費）のうち上限面積以内の額が助成の対象となります。
問20 委託料金に農薬、肥料、マルチ資材等の資材費が含まれている場合、こういったものも対象となるのか。	本事業の対象は、作業委託費であることから、農薬、肥料、マルチ資材等の資材費が作業委託費に含まれている場合は、当該費用を除く必要があります。
問21 標準作業料金表に記載のない作業を委託した場合はどうなるのですか。	委託した作業の標準作業料金が市町村農業委員会によって定められていない場合は、本事業の事業実施主体が地域の標準的な作業料金を調査し、業務方法書に定めることとしています。
問22 事業対象はA-4、B-4の要件を満たしているもの（A-1, 2, 3、B-1, 2, 3に基幹作業を委託するもの）であり、当事業では割合要件（H21までは1/3以上、H22からは1/2以上）を度外視しても良いか。	<p>本事業の対象となる受委託は、A-4、B-4の要件を満たしているものとしていますが、委託農家の収穫面積に占める基幹作業委託割合（21年度までは1/3以上、22年度からは1/2以上）は要件としていません。</p> <p>また、A-4、B-4の要件における受託者に共同利用組織（A-3、B-3）は含まれていませんので、注意が必要です。</p> <p>なお、22年度以降における委託農家の収穫面積に占める基幹作業委託割合については、今後変更されることもありますので、詳細については農林水産省生産流通振興課加工第1班又は加工第2班（TEL. 03-6744-2115）までお問い合わせ下さい。</p>

2. 事業実施主体について	
問23 事業実施主体の定めはありますか。	事業実施主体は、本事業の受益農家5戸以上を含み、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体となっており、農協などを想定しています。
問24 でん粉工場は事業実施主体にはなれませんか。	民間のでん粉製造事業者は事業実施主体になれませんが、でん粉工場に出荷する5戸以上の受益農家が集まって協議会を結成し、その事務局をでん粉製造事業者が務めることは可能です。
問25 島ごとに組織しているさとうきび増産プロジェクト会議は事業実施主体になれますか。	さとうきび増産プロジェクト会議は、既に規約が定められており、代表者の定めもあることから、5戸以上の受益農家が含まれていれば事業実施主体になれます。
問26 JA等が事務局となっている担い手育成組織である「〇〇地区でん粉かんしょ部会」でも事業主体になりますか。	要領別記4の第1の2の(1)の要件を満たせば事業主体になり得ます。
問27 一つの作物について、一人の農家が複数の事業実施主体から申請することができますか。	このような行為は、重複申請の温床となりかねません。複数の事業実施主体から助成を受けた場合などには補助金返還の可能性もあることから、絶対行わないようお願いいたします。
問28 同一地域内に、農協系統、工組系統等の複数の事業実施主体が存在することが予想されますが問題ありませんか。	本来であれば、同一地域であれば、農協系統と工組系統が一体となって一つの事業実施主体となり、基幹作業の受委託を推進して頂きたいと考えています。しかしながら、やむをえない事情(出荷者が農協系統と工組系統に完全に分かれており、作業の受委託等についても別個に行われている等)により一体となって事業実施ができない場合は、農協系統と工組系統とで別個の事業実施主体を設置しても良いこととします。 なお、その場合でも、農家の重複申請による補助金返還等を未然に防ぐ観点から、農家が複数の事業実施主体に重複して参加し、申請するようなことがないよう適切な指導・監督をお願いします。

問	回 答
3. 事業推進（地域受委託推進協議会の開催等）について	
問29 地域受委託推進協議会を設置する理由いかな。	<p>地域における作業受委託を効率的に推進させるためには、作業の出し手となる委託者と作業の受け手となる受託者も含めた関係者間の協議による作業受委託の需給の調整などが効果的であることから、地域受委託推進協議会を設置することとしています。</p> <p>このため、当該地域に同じ目的を持った既存組織が存在しない場合は、協議会の設立をお願いします。</p>
問30 地域受委託推進協議会はどこが設置、運営等を行うのか。	事業実施主体が、設置、運営等を行います。
問31 地域受委託推進協議会と同じ目的を持った他組織や他機関の存在も考えられますが、あえて協議会を設立する必要はありますか。	同じ目的を持った他の組織（地域ごとの「さとうきび増産プロジェクト会議」等）が存在するのであれば、その組織を活用いただいてかまいません。
問32 地域受委託推進協議会＝事業実施主体と考えて良いか。	<p>事業実施主体は要領別記4の第1の2の（1）に掲げる民間団体（農業者等の組織する団体（本事業の受益農家5戸以上を含み、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。））です。</p> <p>また、地域受委託推進協議会は、事業実施主体が本事業を実施するに当たって、事業計画・業務方法書の内容等について協議・調整を行うために、市町村、JA、生産者代表等の関係者を集めて開催する会議の名称です。</p>
問33 事業推進費はどのようなことに使用できるのですか。	本事業の推進に必要な地域受委託推進協議会の開催、事業計画等の作成及び助成金の対象生産者への配分事務経費として使用できます。
問34 補助率はどれくらいですか。	「1,500円×助成金の交付を受ける農家数」を上限として、定額で支払います。
問35 事業推進費は農家に助成金を払い込む場合の振込み手数料にも使用できますか。	使用できます。事業推進費がこういった経費に使用できるかについては、実施要領別記4の第1の（7）のイに詳しく記載していますので、御参照下さい。

問	回 答
4. 公募について	
問36 基金管理団体は決定しているのですか。	現在、公募中です。
問37 助成金の申請はどのようにすれば良いのでしょうか。	本事業の事業実施主体となる者が、農林水産省の実施する公募（HPに掲載：第1回目は6月5日から7月3日まで）に応募する必要があります。 なお、応募に際しては、実施要領に定める事業計画書を作成する必要があります。
問38 公募に係る事業計画の記載について 「(3)平成21年度及び22年度における基幹作業委託目標と(4)要件別交付金対象農家数の目標については、事業対象者の申請面積等を記入するのか。(例えば、JAが記入する場合管内全体の目標面積等を記入するのではないのか。)	事業計画書に記載する21年産及び22年産における基幹作業委託の目標及び要件別交付金対象農家数の目標については、本事業の助成対象者のみならず、地域におけるすべてのさとうきび又はでん粉原料用かんしょ生産者について、基幹作業委託面積及び要件別交付金対象農家数を記載してください。(例えば、JAが事業実施主体の場合、管内のすべてのさとうきび又はでん粉原料用かんしょ生産者について。) なお、本事業の助成対象者の申請面積及び申請者数については、別記様式第1号に記載してください。
問39 公募に係る事業計画の記載について もし、事業対象者の申請面積等を記入とした場合、(3)平成21年度及び22年度における基幹作業委託目標と(4)要件別交付金対象農家数の目標については、別記様式第1号の申請面積と人数に合致しないといけないのか。	事業計画書には、本事業の助成対象者のみならず、事業実施主体が本来指導の対象としているすべてのさとうきび又はでん粉原料用かんしょ生産者について、基幹作業委託面積及び要件別交付金対象農家数の目標等を記載して頂くことから、事業計画に記載されている目標値と別記様式第1号に記載された申請面積及び申請者数は必ずしも一致する必要はありません。

問	回 答
<p>問40 公募に係る事業計画の記載について 応募用の事業計画書は提出後の差し替えが可能か。</p>	<p>一度提出した事業計画書の差し替えはできません。</p>
<p>5. 申請事務等について</p>	
<p>問41 別記様式第1号は、かなり細かい内容（例えば生産者名など）を求めています。今回7月3日までの応募書類に必要ですか。</p>	<p>7月3日までに国へ提出する応募書類は、①応募申請書、②事業計画書及び③規約等であり、個別の生産者名の記載等が必要な実施要領別記4に定める別記様式第1号は応募時には不要です。 ただし、応募が採択された場合には、事業実施主体は、60日以内に基金管理団体に別記様式第1号を提出する必要があります。</p>
<p>問42 業務方法書の作成については、別記4のP4に記載してあるが、当事業については「事業計画書」の作成のみで良いか。</p>	<p>応募が採択された場合には、事業実施主体は、実施要領別記4の第1の3の業務方法書と別記様式1号の両方を基金管理団体に対し提出する必要があります。 なお、業務方法書については、事業実施主体の事務の簡素化及び内容・様式の統一化の観点から、現在、農林水産省でそのひな形を作成中です。</p>
<p>問43 個々の農家は申請書を書く必要はないのですか。</p>	<p>申請書は、農家ごとの作業受託についての情報を基に農協等の事業実施主体が作成します。このため、助成を受けようと考えている農家の方は、22年産のさとうきび及びでん粉原料用かんしょ生産において、ご自分が、誰に、どの作業を、どの程度の面積委託するのかについて事業実施主体の事務担当者に正確に報告して下さい。</p>

問	回 答
<p>問44 計画の承認及び助成金交付申請（別記様式第1号）は、いつからいつまでに提出すればよいのでしょうか。</p> <p>また、一度に全ての基幹作業を申請しなければいけないのでしょうか。</p>	<p>本事業の事業実施主体となるためには、農林水産省の実施する公募（第1回目は6月5日から7月3日まで）に応募し、補助金等交付候補者として認められる必要があります。その後、採択された場合には、基金管理団体に対し計画の承認及び助成金交付申請を行うこととなります。</p> <p>また、助成金の交付対象となるのは、基金管理団体からの計画の承認及び助成金の交付決定後に実施された基幹作業に係る委託費です。このため、助成を受けようとする作業委託が実施される前までに基金管理団体から交付決定が受けられるよう、基金管理団体の審査期間を勘案して、余裕を持って申請するようにして下さい。</p> <p>なお、申請は分割して行っても構いませんが、予算に限りがありますので、予算枠を超えて申請された分については交付決定が行えない場合が考えられます。このため、複数の基幹作業の申請を行う予定の事業実施主体は、一回ですべての基幹作業の申請をすることが望ましいと思われれます。</p>
<p>問45 申請書に記載した受委託面積や委託料金単価に比べ、実際の受委託面積や委託料金単価が増加し、実績額が申請額を越えた場合、実績額に応じて助成額が支払われるのですか。</p>	<p>国庫補助事業では、補助事業を開始する前に、申請書を基金管理団体に提出し、事業計画書の承認を受けるとともに、申請書に記載した助成要望額について交付決定を受けるとなります。これは、事業が事業計画書どおりに行われた場合、助成金の交付を約束するものであり、基金管理団体は、交付決定した額について予算を確保することとなります。</p> <p>一方、助成金の支払いについては、事業終了後に、実際に事業によって支出した金額に応じて助成金請求書が提出され、助成金が支払われますが、この時に基金管理団体が支払える額は、交付決定した額が上限となってしまいます。</p> <p>このため、申請書の作成に当たっては、実績額が申請額を超えることのないよう、十分検討して申請するようにして下さい。</p>
<p>問46 助成金の支払いはいつ頃、どのように支払われるのですか。</p>	<p>助成金の支払いについては、実際に基幹作業の受委託が行われたことが確認された後、基金管理団体から事業実施主体に全農家分が一括して支払われます。個々の農家には事業実施主体から支払われます。</p> <p>なお、支払時期については、春作業分と収穫作業分に分けて支払うことを想定しています。</p>

問	回 答
<p>問47 実施状況報告及び助成金請求書（別記様式第5号）は、証拠書類の確認が終了次第、分割して請求できますが、最終的にいつまでに請求しなければいけないのでしょうか。</p>	<p>最終的な請求期日は、現在公募中の基金管理団体の業務方法書に定められることとなります。</p>
<p>問48 スキームにある委託農家からの「委託情報」「証拠書類」とは、具体的に何を示すのでしょうか。</p>	<p>「委託情報」とは、助成金の交付を申請する際に提出する別記様式第1号の申請書を作成するために必要な委託に関する情報です。具体的には、①誰が、②誰に、③どの作業を、④どのくらいの面積を、⑤いくらで委託するかが明示された資料です。</p> <p>また、「証拠書類」とは、助成金の請求する際に提出する別記様式第5号の申請書を作成するために必要な委託情報の裏付けとなる資料です。具体的には、作業受託者が発行する領収書の他、農協等の作業受委託斡旋者が作成する電算機の打ち出しなどを想定しています。</p> <p>なお、証拠書類については、今後の会計検査院の検査時に支出の証拠となる書類であることから、証拠書類については5年間保管するようお願いいたします。</p>

## さとうきび害虫防除技術導入事業Q&A

問	回 答
○事業実施期間はいつ頃を想定していますか？	○事業実施期間は、21年度の単年度となります。また、本事業で購入した農薬の施用対象は、22年産のさとうきびとし、当該農薬の購入が21年度末までに行われたものを支援対象とします。
○どのような害虫が防除対象となりますか(ガイダーやバッタ、野鼠も対象となりますか)？	○本事業の目的は、株出栽培の進まない地域等において株出の防げとなる害虫を防除することを目的としております。今回の防除対象となる害虫は①アオドウガネ②サキシマカンシャクシコメツキ③オキナワカンシャクシコメツキ④ケブカアカチャコガネとなります。
○どのような防除技術が対象になりますか？	○対象防除技術は、①誘殺灯②フェロモントラップ③交信かく乱法④農薬となります。
○どのような農薬が対象となりますか？	○対象となる害虫を防除するための農薬で農薬登録されているものが対象となります。具体的な農薬については、普及センターやJAにお問い合わせ下さい。
○フェロモントラップの設置・回収についての委託費は対象となりますか？	○対象となります。ただし、年度をまたぐ場合の費用については対処外となります。
○JAが実施主体となった場合、補助対象額は、農薬の仕入れ価格の1/2補助ですか、それとも通常売価の1/2ですか？	○補助対象となる価格については通常農家が購入する(共同購入する)通常売価(消費税を除く額)となります。
○共同購入の定義いかに。	○事業実施主体である糖振協で一括購入し、各地区のJA等を経由して、農家の受け付け・配布するスキームも可とする。
○個人で購入した農薬等も補助対象となりますか？	○事業実施主体による共同購入した農薬等と対象としており、個人で購入した農薬等は対象となりません。
○種子島はハリガネムシなどの害虫被害が少ないが、このような地域であっても被害がある地区では今回の事業の対象となりますか？	○対象となるさとうきび害虫による被害がある地域であれば事業の対象となります。
○ベイト剤は必要量確保されますか？	○農薬の確保については、事業実施主体などから直接メーカーに問い合わせる必要量確保できるように働きかけて下さい。
○予防も対象となりますか？	○島や地域において過去に具体的な被害がなくても対象となる害虫の存在が確認されれば、事業の対象とすることが出来ます。
○ハリガネムシの防除については、農薬とフェロモントラップの両方の取組でも可能ですか？	○両方の取組でも可能です。
○既に国の直接採択事業で実施している地区(宮古地区、南大東島、沖永良部島等)では今回の事業を実施できないのですか？	○実施できます。ただし、同じほ場(今年度実施分)において国庫の二重補助は出来ないため、既に実施している地区においては、ほ場が重ならないようにして下さい。
○定款は必要ですか、生産者協議会の場合、すでに定めている規定でも可能ですか？	○定款を新たに作成する必要ありません、既存の協議会等は既存の規定等で構いません。
○害虫防除の目標の考え方について、株出栽培の割合を5%以上増加とは50%を55%以上にするということですか？	○株出栽培面積の割合を5%以上増加とは、現在50%の株出地区52.5%に、2%を2.1%にするということです。
○事業の計画時では確実な数量は把握できない可能性があり、計画時の予定金額と執行時の金額に差が出た場合には補助金の返納は可能ですか？	○計画時の予定金額と執行時の金額に差が生じた場合は、その差額は返還となります。なるべく返還とならないように、事業計画時に執行額に近い数量を把握して下さい。
○農薬の使用量のとりまとめにあたり、JAの地域の協力員にお願いしたいが、この場合協力員への事務費・日当は対象となりますか？	○JA等に取りまとめを委託する場合には、委託費として対象とすることができます。また、地域の役員等に取りまとめをお願いする場合は、謝金として対象とすることができます。